

【注意事項】 今回の改定・加筆箇所を「青文字」で表記しています。 なお、「赤文字」は、平成23年度に入っている改定・加筆箇所です。

1 一般的な留意事項

Table with 3 columns: General notices (自己評価にあたっては、入札公告個別説明書を確認の上...), Submission details (「公告日」とは、案件ごとの入札公告の公表日のことです。), and Contact information (問い合わせについて).

2 評価項目別の留意事項

Main evaluation table with columns: Evaluation Item (評価項目), Evaluation Content (評価内容), Evaluation Standard (評価基準), Points (配点), and Remarks (自己評価にあたっての留意事項). Includes a detailed table for 'Construction Performance' (工事の施工能力) with sub-categories like 'Civil Engineering' (土木一式) and 'Construction' (建築一式).













評価項目	評価内容	評価基準	配点							配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での 過去の実績の取 り扱い	落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり		
			地域貢献 度評価型	施工実績評価型			簡易型									
				Ⅲ型	Ⅱ型	Ⅰ型	C型	B型	A型							
地域 貢献 度	市内企業の活用  一次下請を含む市内企業 (入札参加申込締切日現在) の活用状況	自社施工及び一次下請施工において、市内本社(本店)の企業が施工する工事費総額が、請負金額の80%以上である。	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	4	<p>市内企業の活用は、公告案件に対する受注者の施工体制により評価するものです。過去の実績等により評価するものではありません。</p> <p>受注者の責により自己評価の配点ランクが満足できなかった場合は、「総合評価点算定基準」により工事成績評定点を後段のとおり減点しますので注意してください。</p> <p>請負金額に対する市内に本社(本店)が存在する企業が施工する工事費総額の割合により、該当する配点ランクにより評価します。</p> <p>上記において、共同企業体で入札に参加する場合も同様とします。</p> <p>「割合(%)」=「工事費総額」÷「請負金額」</p> <p>工事費総額は、市内に本社(本店)が存在する企業の工事費(自社施工及び一次下請施工)の合計です。</p> <p>※参考 「自社施工の工事費」=「請負金額」-「下請総額」</p> <p>入札参加者の本社(本店)の所在地は、入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている所在地で判断します。</p> <p>【減点値の算定方法】 減点値=8点×(α-γ)÷α(小数点以下第1位四捨五入整数止) α:落札時の「市内企業の活用」の技術評価点 γ:達成度合いに応じて再計算した「市内企業の活用」の技術評価点 ※8点:新潟市工事成績評定実施要領の審査項目「法令遵守等」の文書注意相当</p> <p>&lt;END&gt;</p>	<p>技術資料(様式第1号)に、請負金額に対する市内に本社(本店)が存在する企業が施工する工事費総額との割合により記入してください。</p> <p>工事費の割合については、1千万円以上の工事に義務づけられている「竣工時下請報告書」により市内企業の施工状況を確認しますので、別途資料の提出は求めません。</p> <p>&lt;END&gt;</p>				
		上記の工事費総額が、請負金額の70%以上である。	1.5	1.5	1.5	1.5	0.75	0.75	0.75	3						
		上記の工事費総額が、請負金額の60%以上である。	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	2						
		上記の工事費総額が、請負金額の50%以上である。	0.5	0.5	0.5	0.5	0.25	0.25	0.25	1						
		上記に該当しない。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0						
ISOの 認証	ISO認証取得の有無(公告日現在の認証)	ISO9001及びISO14001の両方の認証を入札参加者名で受けている。	/	/	/	/	2.0	2.0	/	2.0	2	<p>公告日現在において有効なISO9001、ISO14001の認証取得があり、その認証を受けた部署が入札参加者同一の場合に、評価の対象となります。</p> <p>有効期限が公告日より前のものや、認証を受けた部署と入札参加者が異なる場合は、評価の対象となりません。</p> <p>【評価の対象とならない認証の例】 ○建設(本社)で入札に参加したが、認証を受けている部署は△△建設(△△営業所)のみの場合。 &lt;END&gt;</p>	<p>技術資料(様式第1号)に、公告日現在において有効なISO9001、ISO14001の認証の取得について記入してください。</p> <p>認証取得が有ることを証明する資料として、認証登録証明書などを提出して下さい。 &lt;END&gt;</p>			
		ISO9001又はISO14001の認証を入札参加者名で何れか1つ受けている。	/	/	/	/	1.0	1.0	/	1.0	1					
		上記の認証なし。	/	/	/	/	0.0	0.0	/	0.0	0					
客観的な 優良性	エコアクション21等の認証	エコアクション21の認証及び建設業労働災害防止協会への加入がある。	1.0~2.0	2.0	/	/	/	2.0	/	2.0	2	<p>公告日現在において有効なエコアクション21の認証を受けている場合に評価の対象となります。</p> <p>なお、ISO14001の認証取得がある場合、エコアクション21の認証を受けているものと見なし、評価の対象となります。</p> <p>公告日現在において建設業労働災害防止協会へ「1号会員」または「2号会員」として加入している場合に評価の対象となります。</p> <p>建設業労働災害防止協会へ「賛助会員」として加入している場合は、評価の対象となりません。 &lt;END&gt;</p>	<p>技術資料(様式第1号)に、公告日現在において有効なエコアクション21の認証の有無および建設業労働災害防止協会への加入の有無について記入してください。</p> <p>エコアクション21の認証が有る場合、認証登録証明書などを提出してください。</p> <p>建設業労働災害防止協会への加入が有る場合、各支部で発行する加入証明書の写し、もしくは会費を納入した証の写しを提出してください。 &lt;END&gt;</p>			
		エコアクション21等の認証取得の有無(公告日現在の認証、加入)	0.5~1.0	1.0	/	/	/	1.0	/	1.0	1					
		該当しない。	0.0	0.0	/	/	/	0.0	/	0.0	0					
優良 工事 表彰 等	新潟市における同種工事の優良工事表彰等の有無(現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内での表彰等)	同種工事の優良工事表彰の受賞あり。	/	/	/	/	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2	<p>入札公告個別説明書の「技術評価に関する事項」に記載している「同種工事」の要件を満たす工事が評価の対象となります。</p> <p>現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内において、新潟市優良工事表彰の受賞がある場合、配点ランクは「2」に該当します。</p> <p>新潟市優良工事表彰の受賞がなくとも、現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内にしゅん工した工事において、工事成績評定点が80点以上と採点された工事がある場合、配点ランクは「1」に該当します。</p> <p>&lt;END&gt;</p>	<p>優良工事表彰を評価するとき、共同企業体の受賞は、出資比率にかかわらず対象としません。</p> <p>工事成績を評価するとき、共同企業体での工事成績評定点は、出資比率にかかわらず対象としません。 &lt;END&gt;</p>	<p>技術資料(様式第1号)に、同種工事の新潟市優良工事表彰の受賞、もしくは工事成績評定点が80点以上と採点された工事の有無について記入してください。</p> <p>現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内において、新潟市優良工事表彰の受賞がある場合、受賞した年月日及び工事名を記入してください。また、受賞した表彰状の写しを提出してください。</p> <p>現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内にしゅん工した工事において、工事成績評定点が80点以上と採点された工事がある場合、しゅん工年月日及びその工事名を記入してください。また、その工事の「工事成績評定通知書」の写しを提出してください。 &lt;END&gt;</p>	
		同種工事で80点以上の工事成績評定点あり。	/	/	/	/	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1				
		受賞等なし。	/	/	/	/	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				



評価項目	評価内容	評価基準	配点							配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での 過去の実績の取 り扱い	落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
			地域貢献 度評価型	施工実績評価型			簡易型							
				Ⅲ型	Ⅱ型	Ⅰ型	C型	B型	A型					
新規雇用 雇用状況	新規雇用及び 解雇の有無 (公告日前日 から過去1年 間の実績)	解雇がなく、入札参加登録時の 総職員数の4%以上新規雇用し た。	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3	<p>公告日前日から過去1年間に1人でも解雇者がいる場合は評価の対象となりません。公告日前日から過去1年間に新規雇用者がいる場合、もしくは1人も解雇者がいない場合に評価の対象となります。</p> <p>【解雇者に該当する場合の例】 ①実質は懲戒解雇、若しくは自主退職等であったとしても、企業側の配慮で離職の理由を会社都合とした場合 ②早期退職者募集により人員を整理した場合 ③今回の評価の対象となる新規雇用者を解雇した場合</p> <p>【解雇者に該当しない場合の例】 ①懲戒解雇、若しくは自主退職や定年退職により離職した場合 ②定年退職者を再雇用したが、その人が高齢等のため職務に耐えられなくなった場合などによる理由で、その人に離職してもらう場合(雇用調整以外の離職) ③関連企業(※1)内において、他社に配置する目的で自社を会社都合により離職した人については、関連企業(※1)内での異動とみなし、解雇者として取り扱いません。 ＜↓＞</p> <p>【新規雇用者に該当し評価の対象となる場合】 ①自社に初めて雇用した人(新卒者や関連企業(※1)以外の他社を離職した人など)については、1年以上継続して雇用する雇用契約を締結し、現在も在籍している場合に新規雇用者有りとして評価の対象となります。 ②試用期間が満了し本採用として再度雇用契約を締結した場合には再雇用と見なしますので、通算して1年以上の雇用期間があれば評価の対象となります。(例1参照) ③期間を定め雇用契約を締結し、その期間が満了するたびに更新(再雇用)の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合について、一番最初に採用した時から通算して1年以上の雇用契約が確定した時点で新規雇用者に該当し評価の対象となります。(例1参照) ④新規雇用者の年齢は問いませんが、65歳以上の方でも新規雇用者として取り扱います。 ⑤新規雇用者の住所および勤務先の所在地は、新潟市以外でも新規雇用者として取り扱います。 ＜↓＞</p> <p>【新規雇用者に該当しない場合】 ①公告日以降、技術資料の提出締切日までの期間に新規に雇用した人が退職した場合、もしくは退職することが明らかであり、新規に雇用した人の雇用期間が1年に満たない場合は、その人については新規雇用者として取り扱いません。 ②期間を定めた雇用契約を締結し、その期間が満了するたびに更新(再雇用)の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合について、一番最初に雇用した時から既に1年以上経過している人については新規雇用者として取り扱いません。(例2参照) ③自社を定年退職した人の継続・再雇用は、新規雇用者として取り扱いません。 ④自社に1年以上雇用していた人の契約期間が満了し、その人の雇用契約を更新するなど再度雇用した場合、新規雇用者として取り扱いません。 再度雇用する際、期間の定めのない正社員として新たに雇用契約を締結した場合であっても、新規雇用者として取り扱いません。 ⑤関連企業(※1)内において、ある会社を離職した人を他の会社で雇用した場合、関連企業(※1)内での異動とみなし、新規雇用者として取り扱いません。 (※1)ここで言う関連企業とは、「代表者が同一人の企業の集団」および「連結納税を行っている企業の集団」のことを言います。 ⑥雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者とし、例えば、雇用保険の適用除外となる役員などの職務として新規に任用した場合は、新規雇用者として取り扱いません。 ＜↓＞</p> <p>【加点評価での件数制限について】 ①配点ランク「2」以上で加点評価し落札候補者とする案件は、当該年度内において3件までとします。 ②上記の件数は、開札日を基準日として、総合評価点を決定する際に件数を数えます。 ③同日に開札される案件が複数ある場合、案件番号の若い順番に総合評価点を決定し、その途中で3件目に到達した場合、それ以降の案件について自己評価で配点ランクが「2」以上の場合であっても配点ランクは「1」として総合評価点を決定します。 ④落札候補者となり一度件数として数えられた案件については、その後の審査での減点や失格もしくは本人からの辞退等により落札候補者でなくなった場合であっても、そのまま件数として数えます。 ただし、落札候補者でなくなった理由が発注者の責による場合は、この限りではありません。 ⑤上記④で順位が繰り上がり、新たに落札候補者となった者については、その案件については件数に数えません。 (これにより3件を超えて落札候補者となる場合があります。) ⑥技術資料提出時点において、配点ランク「2」以上の落札候補者の案件が3件未満であれば、評価基準のとおり本来の配点ランクで自己評価して構いません。 技術資料提出後から総合評価点を決定するまでの間に他の案件で3件目に到達した場合、市で評価点を配点ランク「1」に修正します。 ⑦3件までとする制約がありますので、どの案件に対して配点ランク「2」以上で評価するかは個々の企業の自由な判断によりますので、配点ランク「2」以上で評価することが可能な場合であっても配点ランクを「1」として評価することは構いません。 ⑧特定共同企業体で入札に参加する場合、上記の件数制限については構成員全員に適用します。 ⑨特定共同企業体で入札に参加し落札候補者となった場合の代表者および構成員については、件数制限を適用しません。 ＜↓＞</p> <p>【配点ランク「2」の計算について】 配点ランク「2」に該当する場合の端数処理については、次のとおりです。 新規雇用者数/総職員数(%) = a は小数点以下第2位四捨五入1位止です。 評価点の (a × 0.5) + 1 は小数点以下第3位四捨五入2位止です。  総職員数は、入札参加者名簿に「新規申請」もしくは「2年毎の継続申請」の時に申請し登録された総職員数です。 上記申請後に総職員数の変更申請を行った場合であっても、この評価項目の算定においては、総職員数は上記申請時の人数で算定します。 ＜END＞</p>	<p>技術資料(様式第6号)に、公告日前日から過去1年間の解雇の有無について記入してください。</p> <p>上記において解雇が無い場合、新規雇用者の人数、総職員数を記入してください。</p> <p>新規雇用したことを証明する資料として、評価基準の条件を満たす全ての新規雇用者について、次の資料を提出してください。 ①雇用期間を定めていない、もしくは1年以上の雇用期間が記載されている労働条件通知書 ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、もしくは健康保険被保険者証の何れかの写し</p> <p>なお、雇用者に労働条件通知書を交付していない場合は、次のことが記載された証明書(使用者の押印があるもの)により労働条件通知書の写しに代えることができます。 ①雇用した日付 ②雇用期間(雇用期間の定めが無い場合はその旨) ③就業の場所 ④一週間あたりの勤務時間数(始業・終業・休憩時間や休日などの記載でも可)</p> <p>＜END＞</p>	
		解雇がなく、新規雇用あり。 入札参加登録時の総職員数の 4%未満の場合。  新規雇用者数/総職員数 = a (%)	(a × 0.5) +1	(a × 0.5) +1	(a × 0.5) +1	(a × 0.5) +1	(a × 0.5) +1	(a × 0.5) +1	(a × 0.5) +1	2	<p>【新規雇用者に該当し評価の対象となる場合】 ①自社に初めて雇用した人(新卒者や関連企業(※1)以外の他社を離職した人など)については、1年以上継続して雇用する雇用契約を締結し、現在も在籍している場合に新規雇用者有りとして評価の対象となります。 ②試用期間が満了し本採用として再度雇用契約を締結した場合には再雇用と見なしますので、通算して1年以上の雇用期間があれば評価の対象となります。(例1参照) ③期間を定め雇用契約を締結し、その期間が満了するたびに更新(再雇用)の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合について、一番最初に採用した時から通算して1年以上の雇用契約が確定した時点で新規雇用者に該当し評価の対象となります。(例1参照) ④新規雇用者の年齢は問いませんが、65歳以上の方でも新規雇用者として取り扱います。 ⑤新規雇用者の住所および勤務先の所在地は、新潟市以外でも新規雇用者として取り扱います。 ＜↓＞</p> <p>【新規雇用者に該当しない場合】 ①公告日以降、技術資料の提出締切日までの期間に新規に雇用した人が退職した場合、もしくは退職することが明らかであり、新規に雇用した人の雇用期間が1年に満たない場合は、その人については新規雇用者として取り扱いません。 ②期間を定めた雇用契約を締結し、その期間が満了するたびに更新(再雇用)の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合について、一番最初に雇用した時から既に1年以上経過している人については新規雇用者として取り扱いません。(例2参照) ③自社を定年退職した人の継続・再雇用は、新規雇用者として取り扱いません。 ④自社に1年以上雇用していた人の契約期間が満了し、その人の雇用契約を更新するなど再度雇用した場合、新規雇用者として取り扱いません。 再度雇用する際、期間の定めのない正社員として新たに雇用契約を締結した場合であっても、新規雇用者として取り扱いません。 ⑤関連企業(※1)内において、ある会社を離職した人を他の会社で雇用した場合、関連企業(※1)内での異動とみなし、新規雇用者として取り扱いません。 (※1)ここで言う関連企業とは、「代表者が同一人の企業の集団」および「連結納税を行っている企業の集団」のことを言います。 ⑥雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者とし、例えば、雇用保険の適用除外となる役員などの職務として新規に任用した場合は、新規雇用者として取り扱いません。 ＜↓＞</p> <p>【加点評価での件数制限について】 ①配点ランク「2」以上で加点評価し落札候補者とする案件は、当該年度内において3件までとします。 ②上記の件数は、開札日を基準日として、総合評価点を決定する際に件数を数えます。 ③同日に開札される案件が複数ある場合、案件番号の若い順番に総合評価点を決定し、その途中で3件目に到達した場合、それ以降の案件について自己評価で配点ランクが「2」以上の場合であっても配点ランクは「1」として総合評価点を決定します。 ④落札候補者となり一度件数として数えられた案件については、その後の審査での減点や失格もしくは本人からの辞退等により落札候補者でなくなった場合であっても、そのまま件数として数えます。 ただし、落札候補者でなくなった理由が発注者の責による場合は、この限りではありません。 ⑤上記④で順位が繰り上がり、新たに落札候補者となった者については、その案件については件数に数えません。 (これにより3件を超えて落札候補者となる場合があります。) ⑥技術資料提出時点において、配点ランク「2」以上の落札候補者の案件が3件未満であれば、評価基準のとおり本来の配点ランクで自己評価して構いません。 技術資料提出後から総合評価点を決定するまでの間に他の案件で3件目に到達した場合、市で評価点を配点ランク「1」に修正します。 ⑦3件までとする制約がありますので、どの案件に対して配点ランク「2」以上で評価するかは個々の企業の自由な判断によりますので、配点ランク「2」以上で評価することが可能な場合であっても配点ランクを「1」として評価することは構いません。 ⑧特定共同企業体で入札に参加する場合、上記の件数制限については構成員全員に適用します。 ⑨特定共同企業体で入札に参加し落札候補者となった場合の代表者および構成員については、件数制限を適用しません。 ＜↓＞</p> <p>【配点ランク「2」の計算について】 配点ランク「2」に該当する場合の端数処理については、次のとおりです。 新規雇用者数/総職員数(%) = a は小数点以下第2位四捨五入1位止です。 評価点の (a × 0.5) + 1 は小数点以下第3位四捨五入2位止です。  総職員数は、入札参加者名簿に「新規申請」もしくは「2年毎の継続申請」の時に申請し登録された総職員数です。 上記申請後に総職員数の変更申請を行った場合であっても、この評価項目の算定においては、総職員数は上記申請時の人数で算定します。 ＜END＞</p>			
		解雇がなく、新規雇用もない。	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1				<p>【新規雇用者に該当し評価の対象となる場合】 ①自社に初めて雇用した人(新卒者や関連企業(※1)以外の他社を離職した人など)については、1年以上継続して雇用する雇用契約を締結し、現在も在籍している場合に新規雇用者有りとして評価の対象となります。 ②試用期間が満了し本採用として再度雇用契約を締結した場合には再雇用と見なしますので、通算して1年以上の雇用期間があれば評価の対象となります。(例1参照) ③期間を定め雇用契約を締結し、その期間が満了するたびに更新(再雇用)の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合について、一番最初に採用した時から通算して1年以上の雇用契約が確定した時点で新規雇用者に該当し評価の対象となります。(例1参照) ④新規雇用者の年齢は問いませんが、65歳以上の方でも新規雇用者として取り扱います。 ⑤新規雇用者の住所および勤務先の所在地は、新潟市以外でも新規雇用者として取り扱います。 ＜↓＞</p> <p>【新規雇用者に該当しない場合】 ①公告日以降、技術資料の提出締切日までの期間に新規に雇用した人が退職した場合、もしくは退職することが明らかであり、新規に雇用した人の雇用期間が1年に満たない場合は、その人については新規雇用者として取り扱いません。 ②期間を定めた雇用契約を締結し、その期間が満了するたびに更新(再雇用)の雇用契約を締結していくような雇用形態の場合について、一番最初に雇用した時から既に1年以上経過している人については新規雇用者として取り扱いません。(例2参照) ③自社を定年退職した人の継続・再雇用は、新規雇用者として取り扱いません。 ④自社に1年以上雇用していた人の契約期間が満了し、その人の雇用契約を更新するなど再度雇用した場合、新規雇用者として取り扱いません。 再度雇用する際、期間の定めのない正社員として新たに雇用契約を締結した場合であっても、新規雇用者として取り扱いません。 ⑤関連企業(※1)内において、ある会社を離職した人を他の会社で雇用した場合、関連企業(※1)内での異動とみなし、新規雇用者として取り扱いません。 (※1)ここで言う関連企業とは、「代表者が同一人の企業の集団」および「連結納税を行っている企業の集団」のことを言います。 ⑥雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者とし、例えば、雇用保険の適用除外となる役員などの職務として新規に任用した場合は、新規雇用者として取り扱いません。 ＜↓＞</p> <p>【加点評価での件数制限について】 ①配点ランク「2」以上で加点評価し落札候補者とする案件は、当該年度内において3件までとします。 ②上記の件数は、開札日を基準日として、総合評価点を決定する際に件数を数えます。 ③同日に開札される案件が複数ある場合、案件番号の若い順番に総合評価点を決定し、その途中で3件目に到達した場合、それ以降の案件について自己評価で配点ランクが「2」以上の場合であっても配点ランクは「1」として総合評価点を決定します。 ④落札候補者となり一度件数として数えられた案件については、その後の審査での減点や失格もしくは本人からの辞退等により落札候補者でなくなった場合であっても、そのまま件数として数えます。 ただし、落札候補者でなくなった理由が発注者の責による場合は、この限りではありません。 ⑤上記④で順位が繰り上がり、新たに落札候補者となった者については、その案件については件数に数えません。 (これにより3件を超えて落札候補者となる場合があります。) ⑥技術資料提出時点において、配点ランク「2」以上の落札候補者の案件が3件未満であれば、評価基準のとおり本来の配点ランクで自己評価して構いません。 技術資料提出後から総合評価点を決定するまでの間に他の案件で3件目に到達した場合、市で評価点を配点ランク「1」に修正します。 ⑦3件までとする制約がありますので、どの案件に対して配点ランク「2」以上で評価するかは個々の企業の自由な判断によりますので、配点ランク「2」以上で評価することが可能な場合であっても配点ランクを「1」として評価することは構いません。 ⑧特定共同企業体で入札に参加する場合、上記の件数制限については構成員全員に適用します。 ⑨特定共同企業体で入札に参加し落札候補者となった場合の代表者および構成員については、件数制限を適用しません。 ＜↓＞</p> <p>【配点ランク「2」の計算について】 配点ランク「2」に該当する場合の端数処理については、次のとおりです。 新規雇用者数/総職員数(%) = a は小数点以下第2位四捨五入1位止です。 評価点の (a × 0.5) + 1 は小数点以下第3位四捨五入2位止です。  総職員数は、入札参加者名簿に「新規申請」もしくは「2年毎の継続申請」の時に申請し登録された総職員数です。 上記申請後に総職員数の変更申請を行った場合であっても、この評価項目の算定においては、総職員数は上記申請時の人数で算定します。 ＜END＞</p>
		解雇がある。	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0				

【例1】期間を定めた雇いで、新規雇用者に該当する例

評価項目	評価内容	評価基準	配点							配点 ランク	自己評価にあたっての留意事項	共同企業体での 過去の実績の取 り扱い	落札候補者となった場合	前版 から 変更 あり
			地域貢献 度評価型	施工実績評価型			簡易型							
				Ⅲ型	Ⅱ型	Ⅰ型	C型	B型	A型					
新規雇用	雇用状況 新規雇用及び 解雇の有無 (公告日前日 から過去1年 間の実績)													